

市長記者会見

期 日 令和2年11月12日(木)

時間 午前10時00分~

場 所 対策室

発 表 内 容

- 1 都心エリアの呼称について (政策企画部)
- 2 再生可能エネルギーの利用促進に向けた取り組みについて (環境政策課)
- 3 令和2年度成人式の開催について (地域教育推進課)

配布資料



新潟市の都心エリアの呼称について

新潟の都心エリア(新潟駅から万代、古町をつなぐ都心軸の周辺エリア)におけるまちづくりをより身近に感じていただくため、都心エリアの名称やロゴを下記の通り決定しました。

記

1. 都心エリアの呼称

にいがた2km(読み方:ニイガタニキロ)

2. ロゴ



<説明>

「2」は、楽しくなるような躍動感を、「K」は人を、「m」は萬代橋を表現し、 萬代橋を歩く人をイメージ

3. 目的や活用方法等

別添資料を参照

【問い合わせ】

新潟市政策企画部

担 当:小野、齋藤 電 話:025-226-2152

メール: seisakukikaku@city.niigata.lg.jp

「にいがた2km」について



●目的

新潟駅から古町までの都心軸はほぼ2km。

この2 k mから始まる周辺エリアの様々な動きを親しみやすい呼称・統一の口ゴで発信していきます。

市民の皆さま・事業者の皆さまに新潟のまちづくりをもっと身近に感じていただき、ワクワク感や期待感につなげていきたい。

そして新潟をもっと好きになってもらい、新潟市全体を元気にしていきたい。 そんな想いから、この都心エリアを「にいがた2km」と呼び、皆さんとと もにまちづくりに取り組んでいきます。

● 都心エリアの呼称

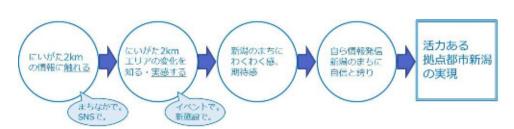
にいがた 2 k m (読み方: ニイガタニキロ)

<説明>

新潟駅から古町まで、ほぼ2km。 新潟の歴史をたどり、活気を感じる2km。 「歩いてみようかな」という想いや身近に感じていただけるきっかけ になれば。

●コンセプト

60年以上親しまれてきた新潟駅舎のリニューアル、万代広場の整備や周辺道路整備などの駅周辺整備事業、都市再生緊急整備地域の候補地域指定、民間による開発や再開発の動きなど、新潟の都心が今、大きく変わろうとしています。市民の皆さんと想いを共有しながら「にいがた2km」のエリアをもっと元気に、もっと魅力的にすることで、活力ある拠点都市新潟を目指していきます。



● 活用方法

ODI



(イメージ)

- ・市で発信する都心エリアに関する資料やチラシ 等に掲載
- ・新潟駅仮囲い等まちなかへの掲出も予定
- ・色を変化させたり、ばらしたり、並べたり、 様々なバリエーションを使用する予定





2km

新潟都心のまちづくり

〇ポスター



(イメージ)

- ・「にいがた2km」のポスターを作成
- ・市の主催、共催のイベント、補助事業などで 掲示
- 「にいがた2km」エリア内の工事現場や 店頭に掲示

OSNS





にいがた2 k mアカウン #にいがた2キロ

- ・ツイッター、インスタグラムといった SNSの公式アカウントを開設
- ・プレスリリースや事業の実施状況などを 中心にエリア内の情報などを発信

「にいがた2km」における まちづくりの取り組み

 $-ndhree_{initial} + nree_{initial} + n$

新潟駅から古町までは、ほぼ2km

この2kmから始まる周辺エリアが、「新潟の顔」、活気感じるエリア これから先も、わくわくドキドキする「にいがた 2 km | に注目!!



古町地区将来ビジョンの具現化











河川空間の有効活用

賑わい創出に向けた社会実験

大規模ホテル、マンション開発 (アパホームよりイメージ提供)



新潟都心の都市デザインの推進















新潟駅直下バスターミナルの整備



緑のまちなか空間の創造



公共空間の有効活用



新潟鳥屋野線の全面開通



再生可能エネルギー100%化に向けた新たな取り組みについて

市域での再生可能エネルギーの活用を促進するため、使用電力の 100%再エネ化に向けた本市としての取り組みを 12 月より開始します。

(1)市有施設等の使用電力再エネ化

本市も出資して設立した地域新電力会社<u>新潟スワンエナジー(株)</u>※のプランを活用し、地元の太陽光発電などによる再エネ 100%の電気に切り替えます。

《県内自治体初!》

フラグシップモデルとして**新潟市美術館,万代島多目的広場(大かま)**の使用電力を年間通して**100%再生可能エネルギー**とします。



<新潟市美術館>



<万代島多目的広場>

《政令市初!》

毎月7日を「再工ネ100の日」とし、以下の施設でその日の使用電力を**100% 再生可能エネルギー**とします。

【公共施設】東区役所(テナント含む), 北区役所, 南区役所, 西区役所, 西浦区役所, 中央卸売市場

【民間施設】第四銀行中央市場支店,三浦電機株式会社, 新潟特殊企業株式会社(ほか)

SDGs のゴール 7「エネルギーをクリーンに」に因んで 7 日に設定



RE Action

(2) 再エネ 100 宣言 RE Action (アールイーアクション) アンバサダー就任

再エネ 100 への取り組みを市内事業者等にも拡大していくため、本市は<u>再エネ 100 宣言 RE Action</u>※の趣旨に賛同し、取り組みを応援するアンバサダーに就任 しました。 **再エネ100宣言**

※「新潟スワンエナジー株式会社」および「再エネ100宣言 RE Action」についての詳細は別紙参照。



お問い合わせ先

新潟市環境部環境政策課 地球温暖化対策室

担当:小林

電話:025-226-1365

新潟スワンエナジー株式会社について

設立	2019年7月17日	【ロゴマーク】
本 社	新潟市中央区東大通1丁目2番23号	
出資金	5,000万円	
株主	新潟市 10% JFE エンジニアリング株式会社 85% 株式会社第四銀行 5%	新潟スワンエナジー Nitgata Sman Energy Corporation
事 業 目 的	再生可能エネルギーの地産地消を通じた事業により地域の低炭素化と地域経済の活性 化の好循環を生み出すこと	
特色	○廃棄物発電の余剰電力を中心とする地域の再工ネを地域で消費し再工ネの利用率を 高める。○事業収益は市に還元し、太陽光発電設備や蓄電池の導入拡大など、地域の脱炭素化 に向けた投資に充当する。	

【電源構成(2019年度実績)】



再工ネ(FIT)+ 非化石電源比率:80%

地產電源比率:70%

【事業の概略図】



【電源一覧】※2020年10月現在

区分	発電所名(所在地)	発電	最大発電出力
/\ ++	新田清掃センター廃棄物発電 (新潟市)	廃棄物	7,800kW
公共	新潟市アイスアリーナ太陽光発電所(新潟市)	太陽光	425.4kW
民間	小平方坳"ソーラー発電所(新潟市)	太陽光	1,000kW
	長岡フェニックスメガソーラー発電所(長岡市)	太陽光	1,990kW
	烏川太陽光発電所(聖籠町)	太陽光	500kW
	浜山太陽光発電所 (聖籠町)	太陽光	500kW
	東港工場太陽光発電所 (新潟市)	太陽光	49.5kW
	合 計	7 施設	12,264.9kW

再エネ 100 宣言 RE Action (アールイーアクション) について

■ 再工ネ 100 宣言 RE Action とは

企業,自治体,教育機関等の団体が使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し,再エネ100%利用を促進する新たな枠組み

■ 主催団体

再工ネ 100 宣言 RE Action 協議会 (2019 年 10 月設立)

(グリーン購入ネットワーク,イクレイ日本,公益財団法人 地球環境戦略研究機関,日本気候リーダーズ・パートナーシップの4団体で構成)

■ 対象

日本国内の企業 (RE100 への参加要件である年間消費電力量が 50GWh に満たない中小企業), 自治体,教育機関,民間団体等の組織・団体。

※主な収入源が発電,電力関連事業及び再工ネ設備事業の団体/企業を除く

■参加要件

- ・2050年までに消費電力を100%再工ネ化する目標の設定、公表
- ・消費電力量と再工ネ比率の年次報告を行うこと
- ・再工ネ拡大に向けた政策提言への積極的な参加に合意すること

■参加費

団体種別,規模別に年間 25,000 円~200,000 円

参加団体数(2020年11月4日現在)88団体※うち新潟県内は2団体 (総従業員数約8.3万人,総消費電力量約934GWh)

《再工ネ100宣言 RE Action アンバサダーについて》

■ アンバサダーとは

再エネ 100 宣言 RE Action の活動を応援する 中央省庁・都道府県・政令指定都市

■ アンバサダーの活動

- ① 再工ネ 100 宣言 RE Action への賛同支援の表明
- ② 地域内団体への参加推奨・PR 等
- ③ 自らの再工ネ 100%に向けた検討
- ④ ①~③に関する年次報告

■ アンバサダー登録状況(2020年11月4日現在)

中央省庁:外務省,環境省,防衛省都道府県:神奈川県,熊本県,鳥取県

政令指定都市:川崎市,京都市,さいたま市,浜松市,横浜市



<ロゴマーク>



『再エネ100宣言 RE Action』とは、 使用電力を100%再生可能エネルギーに 転換する意思と行動を示し、 再エネ100%利用を促進する 新たな枠組みです。





再エネ100宣言 RE Action 協議会

グリーン購入ネットワーク (GPN) イクレイ日本 (ICLEI) 公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES) 日本気候リーダーズ・パートナーシップ (JCLP)











再エネ100宣言 《ARE Action語心

参加メリット

- 再エネ100宣言 RE Actionロゴの利用
 - ※ 参加団体/企業のウェブサイト、名刺、団体/企業案内等でのPRは可。商品添付など営業目的の利用は不可。
- 脱炭素 (再エネ含む) 情報プラットフォームへの参加
 - ※JCLP会員間の情報交換を目的に運営される「脱炭素コンソーシアム」を利用することができます。「脱炭素コンソーシアム」は、再エネや脱炭素に関するソリューション、実践事例などをセキュアに情報交換でき、団体間の協力やビジネスを促進するウェブサイトです。
- RE100参加企業 (日本の大企業等) や、GPN、JCLP、イクレイ日本加盟団体との交流

参加対象団体/企業

- 日本国内の企業・行政・教育機関・民間団体・公共団体等の組織・団体
 - ※基本的に関連団体/企業を含むグループ全体での参加とします。一部の施設だけを対象とすることはできません。
 - ※以下の団体/企業は参加対象外となります。
 - ◆The Climate Group (TCG) が運営するRE100の対象となる企業(年間消費電力量が10GWh以上等)
 - ●主な収入源(全体売上の50%以上)が、発電、電力関連事業、及び再エネ設備事業である団体/企業

参加要件

- 遅くとも2050年迄に消費電力を100%再エネ化する目標を設定し、対外的に公表すること
 - 参加団体/企業で自身のウェブサイトへ宣言内容を掲載してください(プレスリリース等の実施を推奨)。
 - ●中間目標の設定を推奨します(目標例:2020年30%、2030年60%、2040年90%)。
- 消費電力量と再エネ率の年次報告を行うこと
 - ●再エネの定義はTCGのRE100における定義に基本的に準拠するものとします。
 - 年次報告等にて、消費電力量の全団体集計値と、各団体/企業の再エネ率をウェブサイトにて公開します。
- 再エネ拡大に向けた政策提言への積極的な参加に合意すること
 - 再エネの普及に関する政策提言への賛同などをお願いします。

参加費 (年額)

種別	区分	年額
企業	10人以下	25,000円
	11人以上300人以下	50,000円
	301人以上500人以下	75,000円
	501人以上1,000人以下	100,000円
	1,001人以上	200,000円
行政・公共機関	中央省庁・都道府県・政令指定都市	100,000円
	上記以外の行政機関	50,000円
非営利団体	10人以下	25,000円
(学校法人、社会福祉法人、 医療法人、消費生活協同組合など)	11人以上300人以下	50,000円
	301人以上500人以下	75,000円
	501人以上	100,000円

アンバサダー 募集中!

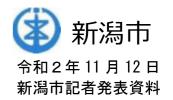
中央省庁、都道府県、政令指定都市は アンバサダーとして 再エネ100宣言 RE Actionの活動を

■お問い合わせ

応援することができます。

再エネ100宣言 RE Action協議会 (グリーン購入ネットワーク(GPN)事務局内)

reaction@gpn.jp



令和2年度新潟市成人式について

1. 令和2年度成人式の開催について

○ 趣 旨 新成人の新たな門出を祝福するとともに、新成人が感謝と希望を胸に、責任 ある大人としての自覚と誇りをもつことを目的に、新潟市成人式を開催する。 今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい生活様式を取り入れて開催する

○開催日 令和3年1月10日(日)

会場 朱鷺メッセ・新潟コンベンションセンター 展示ホール (新潟市中央区万代島6-1)

○ 日 程 第一部 <中央区・江南区・西区にお住いの方>

11:30 開場(受付開始)

12:30 開式 13:00 終了予定

第二部 <北区・東区・秋葉区・南区・西蒲区にお住いの方>

14:00 開場(受付開始)

15:00 開式 15:30 終了予定 * 都合による第一部、第二部の変更は可能(申込不要)

o 対象者 平成 12(2000) 年 4 月 2 日から平成 13(2001) 年 4 月 1 日に生まれた方

○案内状送付 11 月末現在で住民登録のある方に、12 月中旬に案内状と入場券を送付する。

* 新潟市に住民票がない方の式典参加も可能(事前申込不要)

2. 新型コロナウイルス感染症対策の取り組み

- (1) 式典を2部に分け座席の間隔をとることで、会場内の密を避ける。
- (2) 入場時の検温、手指消毒、マスク着用の徹底を図る。入場券を事前に送付し、連絡先電 話番号を記入してもらい、当日入場券を回収することで参加者を把握する。
- (3) 会場内の混雑緩和を考慮した入退場時の動線確保や誘導を行う。
- (4) 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ」(COCOA)、新潟県「新潟県新型コロナお知らせシステム」(LINE アプリ) への登録を推奨する。
- (5) 式典の様子をインターネット上 (YouTube LIVE など) で配信する。(* 詳細は後日、ホームページに掲載)

3. 二十歳の主張発表者の募集

「二十歳を迎えて」をテーマに、二十歳の抱負やまわりの方への感謝の気持ちなどを式典で発表する新成人を募集する。(応募締切は11月末日まで)

4 協賛企業の募集

市内企業や法人等を対象に、成人式への協賛を広く募集する。種類は以下のとおり。

- の 式典リーフレット広告 (A4 紙面 1/8 サイズ 15.000 円から)
- ② 会場スクリーンを使用した広告(15秒静止画5,000円、30秒動画10,000円から)
- ③ 自由提案型協賛 詳しくは別紙リーフレット参照。

お問い合わせ先

新潟市教育委員会 地域教育推進課 担当:阿部、小熊電話025-226-3218

令和2年度新潟市成人式 協 賛 募 集 要 項

新潟市では、市の未来を創る新成人の門出を祝福し、社会人としての誇りと自覚をもつ機会として成人式を開催します。今年度の成人式を開催するにあたり、成人式の趣旨にご協賛いただける企業・団体等を下記のとおり募集します。

1. 事業概要

名称	令和2年度新潟市成人式
日 時	令和3年1月10日(日)【第一部】12時30分~【第二部】15時~
主催	新潟市、新潟市教育委員会
会場	朱鷺メッセ・新潟コンベンションセンター 展示ホール (中央区万代島 6-1)
式典参加者数	令和元年度(令和2年1月12日実施)実績で約4,500人

2. 協賛の方法

- (1) 「提案型協賛」 -- 記念品のご提供など、成人式への協賛についてご提案を承ります。
 - * 協賛の内容についてはご相談の上決定します。ご要望に沿えない場合もありますのでご容赦ください。

(2) 「式典リーフレット」

仕 様	A4 判 4 ページ(* 最大 8 ページを想定) フルカラー
主な内容	式典次第、市長のメッセージ、実行委員会企画記事、市からのお知らせ、広告等

▶ リーフレットのイメージ(令和元年度版)

表紙

2ページ

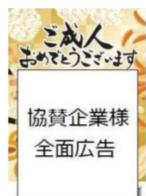
3ページ

背表紙









▶ 協賛金額と協賛広告の種別 ※掲載場所の指定は承りかねます

協賛金額	協賛広告スペース
15,000 円	幅 100mm×高さ 70mm(A4 サイズ 1 ページの約 8 分の 1)
30,000 円	幅 100mm×高さ 140mm (A4 サイズ 1 ページの約 4 分の 1)
60,000 円	幅 200mm×高さ 140mm(A4 サイズ 1 ページの約 2 分の 1)
100,000円	幅 200mm×高さ 290mm (A4 サイズ 1 ページ全面相当)

(3) 「スクリーン投影画像・動画」

仕 様	330 インチスクリーン (高さ 7m52cm 幅 4m31cm)
投影可能な画像	静止画、動画

▶ スクリーン投影画像のイメージ

令和元年度の様子





ロゴ静止画 1団体で利用の例 000 新成人おめでとうございます



協賛金額と協賛広告の種別

協賛金額	協賛広告画像の種別
5,000円	静止画(15秒) ※複数ロゴの配置も可能です
10,000円	動画 (30秒) * 以降 30 秒ごとに 5,000 円が追加となります

※ 開場から式典開始までの間に複数回繰り返し投影します。

3. 申し込み方法

1 0 2577312		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	新潟市内に事業所を有する企業・団体等、およびそれら代表・代理人・代理	
対象者	 聚自	店 ※個人名義での協賛広告は承りかねます
		◎「提案型協賛」、◎「式典リーフレット」令和2年11月30日(月)午後5時まで
募集期間		③ 「スクリーン投影画像・動画」令和2年12月14日(月)午後5時まで
		* 期間内でも、広告枠が埋まり次第募集を停止することがあります。ご了承ください。
応募の流れ	ı	所定の申込書(別紙)を、メール、郵送、ファクス、持参いずれかの方法で
1 #1 \1	申し込み	下記宛先へ
1 申し込 		* 委任状は申し込み後の提出が可能ですが、原本を郵送または持参してください。
2 受理通	受理通知	地域教育推進課担当者から申込者に対し、申し込み受理と広告に必要なデー
2 文理地		タファイルの受け渡し方法について案内を送付
3 データ	提出	2. で送付される案内の手順で、地域教育推進課あて広告用データを提出
確認・	校正	地域教育推進課で確認を行い、申込者に対し掲載・投影の可否の連絡
4 佐頼		* あわせて初校の確認依頼・協賛金納付方法等の案内をします
		新潟市教育委員会事務局 地域教育推進課
	込先・問合先	〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町 1010 番地 古町ルフル4階
甲处元•向		電話:025(226)3218 ファクス:025 (226) 0053
		E-mail chiiki.edu@city.niigata.lg.jp

4. 協賛にあたっての留意事項

(1) 「新潟市広告掲載基準」第 4 条の各号に該当する業種または事業者からの協賛広告は承りかねます。ご了承ください。

「新潟市広告掲載基準」

(規制業種又は事業者)

- 第4条 次の各号に該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。
- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種
- (2)貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する業種
- (3)債権取立て、示談引き受け等に関する業種
- (4) たばこ
- (5) ギャンブル等にかかるもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7)占い、運勢判断等に関するもの
- (8) 興信所·探偵事務所等
- (9) 法令等に定められた許可等を受けることなく業を行うもの
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団 及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (11)民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手続中の事業者
- (12)法令等に違反しているもの
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善をしていないもの
- (14)前各号に掲げるもののほか、広告媒体に広告を掲載する業種又は事業者として適当でないも の
- ▶ 広告の内容が次に掲げるものに該当するものは承りかねます。ご了承ください。
 - の 成人式の趣旨にふさわしくないもの
 - ② 個人または限定的な属性(例:~学校卒業生、など)に向けて発信するもの
 - ⑤ 「新潟市広告掲載基準」第5条の各号に該当するもの

「新潟市広告掲載基準」

- 第5条 次の各号に該当する広告は、広告媒体に掲載しない。
- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品,無認可の商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - オ 宗教団体等による布教推進を主な目的とするもの
 - カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの

- キ 社会的に不適切なもの
- ク 国内世論が大きく分かれているもの
- ケ その他市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすおそれがあるもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

例:「世界一」「一番安い」「当社だけ」等(掲載に際しては、根拠となる資料を要する)

イ 投機心、射幸心を著しくあおる表現

例:「今が・これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等

- ウ 製品やサービスなどについての虚偽の証言や、使用した者の実際の見解ではないもの、証 言者の明らからかでないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等に違反する業種、商法又は商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品又はサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿又は裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例と して表示するもの又は広告内容に関連するもの等で、表示する必然性がある場合は、その 都度適否を検討する。
 - イ 暴力又は犯罪を肯定し、助長するような表現
 - ウ 残酷な描写等、善良の風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
- 2 前項に定めるもののほか、掲載する広告として適当でないもの
- ▶ 上記のほか、業種ごとの掲載基準を「新潟市広告掲載基準」

(https://www.city.niigata.lg.jp/business/kokoku/index.files/kijyun.pdf)

第6条の各号に規定していますのでご確認ください。

- ▶ 申し込み後、必要に応じて別途資料の提出や修正を依頼する場合があります。
- ▶ 協賛金の納付方法は、広告データ受領後に改めてご連絡いたします。

【問い合わせ先】新潟市教育委員会事務局 地域教育推進課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階

電話:025(226)3218 ファクス:025(226)0053

E-mail chiiki.edu@city.niigata.lg.jp